

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2012 確定要求書の回答等について
交渉日時 平成25年2月1日(金) 15時00分～17時00分
交渉場所 職員会館大会議室
交渉出席者 当局側 栢木市長公室長 星川次長 秋元課長
正垣主幹 石田主幹 雲丹亀給与係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計11人

概要	2012 確定要求書の回答等に関する交渉を行った
組合の主張	<p>昨年は京都府人事委員会で勧告のあった公民較差 0.19%相当を宇治市では給料表改定ではなく住居手当の削減で対応しており、公民較差はそれに対応している。さらに住居手当について引き上げも含めて、そのあり方を検討することを確認している。</p> <p>一方、今回の提起で公民較差分は給料表の改定で行うが、住居手当は廃止するというのは、昨年の経過を全く踏まえない内容である。</p> <p>これまで宇治市の考え方として、給料表は人事院勧告を踏まえ国に合わせてきたが、京都府の給料表に合わせるという考え方を行ったことはない。全国的にも京都府以外で独自給料表に変更した都道府県もあるが、国水準より低いところが多く、今後京都府が国水準を下回ることも懸念される。国においては今後の人事院勧告のあり方を含め、賃金の決定方法の見通しが不明である中で、宇治市の給料表のあり方については、しっかり時間をかけ慎重に議論しなければならない大きな課題である。次回交渉では将来の展望・考え方を示すべき。</p> <p>退職手当は地方自治法にも手当と明記されているとおり、労働条件に関わるものであるため、労使交渉によって解決しなければならないもの。高齢層にとっては、退職手当の引き下げ、昇給停止、京都府の給料表を用いれば高齢層の基本給は下がり、3重苦になる。さらに退職手当の下げ幅が毎年140万円ずつというのは余りにも大きすぎる。宇治市独自で激変緩和措置を検討できないのか。退職手当を国と同様にしなければ地方交付税などで何らかのペナルティはあるのか。</p> <p>地方交付税の減額という手段を用いて、国が7.8%の給与削減を押し付けるのは明らかに地方自治への介入であり、抗議すべきである。</p>
当局の主張	<p>昨年の経過は承知している。近隣や全国的にも持ち家に対する住居手当は廃止している自治体が多くなってきており、また自宅修繕費の補てんという意味合いでも市民理解が得られなくなっている。</p> <p>本市で給料表改定を行わないということになると、国でも京都府でも使っていない給料表を使うことになる。過去に宇治市独自の給料表を使ったことはない。独自給料表を使うには然るべき根拠が必要であり、その根拠を求めするために人事委員会を置くなどの検討も必要になる。現実的には国なり京都府なりに準じた対応をすることが必要と考えている。</p>

	<p>退職手当については労使交渉事項であることは認識している。また退職手当で、国制度にない緩和措置などの独自措置を行っても、国からのペナルティはないものと認識している。</p>
--	--

全国市長会を通じて、国には要望している。